

デンカビッグスワンスタジアムご利用に当たっての条件およびお願い等

【ご予約に当たって】

- ・入場者が特定できる団体に限ります。不特定多数の方が入場する利用はできません。
- ・次の入場者数の上限を超える利用はできません。
グラウンド専用利用(100名)、会議室利用:大会運営室4(60名)、会議室5(30名)

【ご利用の条件】

- ・すべてのご利用において、利用毎に別紙、「新型コロナウイルス感染防止に係るチェックリスト」を署名・提出のうえ、記載内容を遵守して下さい。団体利用の際は代表者の方がご署名ください。
 - ・入場者全員の連絡先等は、利用責任者が責任をもって把握してください。
- ※保健所等から要請があれば提出をお願いすることになるので、事前の準備をお願いします。
- ・体調不良者が出たら、指定管理者へ報告の上、速やかに利用を中止してください。その場合の利用料金の返金はしません。

【利用開放する公園施設・諸室(別途有料)】

- ・入場口は正面玄関のみとし、また、進入禁止箇所も設けます。
 - ・専用利用(陸上競技)・・・グラウンド(100名)、大会運営室2・3、控室2、屋内練習場
 - ・専用利用(陸上競技以外)・・・グラウンド(100名)、大会運営室1・2・3、控室3・5・8、更衣室1・4
 - ・陸上個人利用・・・グラウンド、大会運営室1・2、更衣室2・3、屋内練習場・
デンカスワンフィールド(補助競技場)
 - ・会議室利用・・・大会運営室4(定員60名)、会議室5(定員30名)
- ※入場口からのグラウンド等までの動線は、利用受付時に別途説明をします。

【各諸室(別途有料)の使用条件】

- ・大会運営室1・2・3、屋内練習場・・・常時、扉・ガラス戸を開放して使用ください。
- ・控室2・3・5・8・・・原則、扉を開放状態で使用ください。
- ・更衣室1・2・3・4・・・原則、扉を開放状態で使用ください。
- ・大会運営室4、会議室5・・・扉・ガラス戸を開放したままか、1時間毎に扉・ガラス戸を開放して換気を行って使用ください。

【貸出備品の使用条件】

- ・陸上競技備品はハードル、スターティングブロック、スコップ、トンボ、ブラシのみとし、使用後は利用者にて消毒液で除菌してください。(備品の持ち込み利用は可能)
- ・会議室備品は通常貸し出しとし、使用後は指定管理者にて消毒液で除菌します。

【指定管理者の安全対策】

- ・利用前に指定管理者がドアノブ、手すり、机、椅子、ベンチ、スイッチなどを消毒液で拭きます。
- ・職員はマスク着用にて対応させていただきます。
- ・手指アルコール消毒液を入りに口に設置し、感染防止策などを張り出します。
- ・使用する諸室の換気装置を常時稼働します。

新型コロナウイルス感染防止に係るチェックリスト

使用者	氏名 ※団体の場合代表者	
	住所	
	電話番号	
	団体名	

※ご記入いただいた個人情報は、新型コロナウイルス感染防止対策の目的以外に使用しません。

- 裏面、「県立都市公園スポーツ施設利用時の感染防止策チェックリスト(利用者向け)」を確認しました。
- 利用前2週間において、以下に該当する者はいません。
- ・平熱を超える発熱
 - ・咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ・だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - ・嗅覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

県立都市公園スポーツ施設利用時の 感染防止策チェックリスト（利用者向け）

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用）
※運動スポーツ中のマスクの着用は利用者の判断で使用してください。マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができずに人体に影響を及ぼす可能性があります。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること
（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意が必要（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと

参考：社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
（スポーツ庁、令和2年5月14日）